

鶴見緑地及び他12施設管理運営業務
基本協定書（案）

平成31年4月

大阪市建設局
大阪市経済戦略局

目 次

第1章 総則

- 第1条 (事業の目的)
- 第2条 (指定管理事業者の指定、許可)
- 第3条 (協定期間)
- 第4条 (管理する施設)
- 第5条 (本件業務の範囲)
- 第6条 (施策への協力)
- 第7条 (公園施設設置・管理許可)
- 第8条 (占有許可)
- 第9条 (供用日又は供用時間の変更)
- 第10条 (費用負担等)
- 第11条 (公租公課)

第2章 指定管理事業者の責任

- 第12条 (法令上の責任)
- 第13条 (善管注意義務)
- 第14条 (総括責任者)
- 第15条 (作業場所)
- 第16条 (一括第三者委託の禁止)
- 第17条 (権利義務の譲渡制限等)
- 第18条 (第三者の使用)
- 第19条 (秘密の保持)
- 第20条 (事故等への対応)
- 第21条 (臨機の措置)
- 第22条 (文書管理及び情報公開)
- 第23条 (個人情報等の保護)
- 第24条 (個人情報等の管理)
- 第25条 (教育の実施)
- 第26条 (大阪市行政手続条例の遵守等)
- 第27条 (公正な職務の執行に関する責務)
- 第28条 (暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)
- 第29条 (人権研修の実施)
- 第30条 (職員の雇用)
- 第31条 (障がいのある人への合理的配慮の提供)

第3章 業務代行料及び利用料金

- 第32条 (業務代行料の支払い)

- 第33条 (利用料金等)
- 第34条 (利用料金の減免及び還付)
- 第35条 (大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムによる利用料金等)
- 第36条 (他のプールとの共通利用)
- 第37条 (会計独立の原則)
- 第38条 (保証金)

第4章 本件業務の実施に当たっての負担区分等

- 第39条 (施設、備品等の取扱い)
- 第40条 (損害賠償に係る費用負担)
- 第41条 (リスク負担)
- 第42条 (保険加入)

第5章 点検、監督指導及び事業報告

- 第43条 (点検、評価、報告及び監督指導等)
- 第44条 (業務内容の変更、中止等)
- 第45条 (事業報告書)
- 第46条 (利益配分)

第6章 指定の取消し等

- 第47条 (指定の取消し又は本件業務の停止)
- 第48条 (指定の辞退等)
- 第49条 (業務代行料の返還及び損害賠償)
- 第50条 (指定の取消し等の公表)
- 第51条 (事情変更による指定の取消し等)
- 第52条 (指定の取消しの特例)

第7章 原状回復及び引継ぎ

- 第53条 (本件業務の終了に伴う原状回復)
- 第54条 (引継ぎ)

第8章 補則

- 第55条 (目的外使用許可等)
- 第56条 (審査請求への対応)
- 第57条 (重要事項の変更届出)
- 第58条 (市会の議決等)
- 第59条 (連合体に関する特約)
- 第60条 (補則)

第61条 (その他特記事項)

連合体に係る基本協定特約条項

第1条 (代表者の権限)

第2条 (指定の取消し等の特約)

第3条 (代表者及び構成員の責任)

鶴見緑地及び他12施設管理運営業務基本協定書

大阪市及び●●（以下「指定管理事業者」という。代表者：●●。）は、鶴見緑地及び他12施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）、都市公園法第5条第1項の管理許可を受けた施設の管理業務（以下「許可施設管理業務」という。）及び魅力向上事業に関する業務（以下「魅力向上業務」という）について、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 大阪市及び指定管理事業者は、より積極的に協力し、平成31年3月に大阪市が策定した「鶴見緑地再生・魅力向上計画」に定めた将来像及び基本方針に沿って、市民の財産である鶴見緑地の自然を活かし、新たな魅力を創出し続け、鶴見緑地で生まれる収益を鶴見緑地の良好な維持管理に還元し、緑の質の維持向上とあわせて新たな魅力創造のための再投資を促進することで、鶴見緑地のポテンシャルを最大限活かした持続的な魅力向上をめざす。

（指定管理事業者の指定、許可）

第2条 大阪市は、本基本協定第4条第1項第1号に定める指定管理施設（以下「指定管理施設」という。）について、指定管理事業者を指定管理者として指定し、同第2号に定める許可施設（以下「許可施設」という。）について、都市公園法第5条第1項に定める管理許可を発する。

2 指定管理事業者は、前項の指定及び許可処分にに基づき、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45条。以下「体育館条例」という。）、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例41号。以下「プール条例」という。）、その他関係法令、本基本協定及び大阪市と指定管理事業者が各年度（本基本協定で年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に従い、誠実かつ公正・公平に、指定管理業務、許可施設管理業務及び魅力向上業務（以下、3業務を併せて「本件業務」という。）を実施するものとする。

3 大阪市及び指定管理事業者は、毎年度、当該年度の前年度末日までに、本件業務に係る次の各号の内容について、年度協定として締結するものとする。

- (1) 本件業務の細目に関する事
- (2) 業務代行料に関する事
- (3) 業務代行料の支払い・減額・精算に関する事
- (4) 利益配分に関する事
- (5) 利益の還元に関する事

- (6) 協定期間に関する事
- (7) 成果指標に関する事
- (8) 事業計画に関する事
- (9) 事業報告書に関する事
- (10) 違約金に関する事
- (11) その他、事業の実施に関する事

(協定期間)

第3条 本基本協定の期間は、指定管理事業者が、指定管理者として指定を受けた期間（以下「指定期間」という。）及び指定期間の終了日から6カ月後までとする。

(管理する施設)

第4条 指定管理事業者が本件業務を行う施設（以下「当該施設」という。）は次のとおりとする。

(1) 指定管理施設

鶴見緑地（公園条例第3条第2項に規定するものに限る。）

鶴見緑地野外卓

鶴見緑地馬場

鶴見緑地パークゴルフ場

咲くやこの花館

むらさき亭

陳列館ホール

水の館ホール

鶴見緑地球技場

鶴見緑地運動場

鶴見緑地庭球場

鶴見スポーツセンター

鶴見緑地プール

(2) 許可施設

既存駐車場

既存売店

(3) 指定管理事業者が魅力向上業務として設置した施設（以下「新施設」という。）（ただし、新施設のうち本市が指定管理事業者に対し都市公園法第5条第1項の管理許可を行った施設は、前号の許可施設には含まない。）

2 指定管理事業者が本件業務を行う区域は別図第1のとおりとする。ただし、別表第1に掲げる施設等（その位置は別図第2記載のとおり）は指定管理事業者の管理対象外とする。

(本件業務の範囲)

第5条 本件業務のうち指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 指定管理施設の管理運営に関すること(以下「目的事業」という。)

ア. 鶴見緑地での植物の採取、動物の捕獲又は殺傷、車両の乗入れ場所の指定に関すること

イ. 鶴見緑地の維持保全に関すること

ウ. 有料施設(鶴見緑地野外卓、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、むらさき亭、咲くやこの花館、陳列館ホール、水の館ホール、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見スポーツセンター、鶴見緑地プールをいう。以下同じ。)の使用許可に関すること

エ. 有料施設及びその附属設備の維持保全に関すること

オ. 有料施設の使用に係る利用料金及び附属設備の使用に係る利用料金の徴収に関すること

カ. 鶴見緑地及び有料施設(鶴見スポーツセンター及び鶴見緑地プールを除く)における行為の許可に関すること

キ. 鶴見緑地及び有料施設(鶴見スポーツセンター及び鶴見緑地プールを除く)における行為の許可に係る利用料金の徴収に関すること

ク. その他鶴見緑地及び有料施設の管理に関すること

(2) 指定管理施設を活用した事業(施設の設置目的に沿って管理運営業務の効果的な実施に影響を与えない範囲において、指定管理事業者が自らの責任により自主的に実施する事業(以下「自主事業」という。))に関すること

2 指定管理事業者は、前項第2号の事業の実施に当たっては、別途、大阪市と協議の上、あらかじめ事業計画を大阪市に提出し、承認を得なければならない。

第5条の2 本件業務のうち許可施設管理業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 管理許可施設の維持保全に関すること

(2) その他管理許可施設の管理に関すること

第5条の3 本件業務のうち魅力向上業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 指定管理施設及び許可施設の利活用、管理運営及び維持保全に関すること

(2) 新施設の設置、管理運営及び維持保全に関すること

(3) 新たな賑わいを創出する事業等の実施に関すること

2 魅力向上業務の実施に当たっては、別途、大阪市と協議の上、あらかじめ事業計画を大阪市に提出し、承認を得なければならない。

3 魅力向上業務において、本市から都市公園法第5条第1項の設置許可を受け、指定管理事業者が新たに設置した公園施設の所有権は、指定管理事業者に帰属するものとする。

第5条の4 本件業務の実施について、公園及び公園施設の管理運営を通じた目的の達成具合に

ついて検証するため成果指標とそれにかかる目標値を設定する。

2 成果指標とそれにかかる目標値については、年度協定で定める。

(施策への協力)

第6条 指定管理事業者は、大阪市が実施する施策及び事業に協力しなければならない。

(公園施設設置・管理許可)

第7条 指定管理事業者は、新たな公園施設を設置する場合又は指定管理施設及び許可施設を収益施設として利活用する場合は、利用範囲・施設内容等について大阪市と事前に協議の上、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置・管理許可を申請し、その許可を受けなければならない。なお、公園施設設置・管理許可期間は、指定期間内とするが、大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号。以下「公園規則」という。）第15条に基づき3年ごとに更新を申請し、その許可を受けなければならない。

2 大阪市は、公園施設設置・管理許可に関して、指定管理事業者が大阪市に納付する当該使用料は免除する。ただし、当該許可使用料相当額を指定管理事業者の収入とし、公園の管理運営に還元すること。

(占用許可)

第8条 指定管理事業者は、都市公園法第7条及び公園規則第12条に規定する占用物件を設ける場合は、占用範囲・占用内容等について大阪市と事前に協議の上、都市公園法第6条第2項に基づく占用許可を申請し、その許可を大阪市から受け、公園条例に規定された公園使用料を大阪市に納付すること。

(供用日又は供用時間の変更)

第9条 指定管理事業者は、公園条例、体育館条例及びプール条例に定める有料施設の供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

(費用負担等)

第10条 許可施設管理業務及び魅力向上業務にかかるすべての維持管理費用、整備費用その他一切の経費は、指定管理事業者が負担するものとする。

(公租公課)

第11条 本件業務に関連して生じる公租公課は、指定管理事業者が負担する。

第2章 指定管理事業者の責任

(法令上の責任)

第12条 指定管理事業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(善管注意義務)

第13条 指定管理事業者は、本基本協定、年度協定、及び本件業務に関する募集要項（質疑応答を含む）を遵守し、本件業務の募集に際し指定管理事業者が提案した内容を実現すべく、善良な管理者の注意をもって本件業務を執行しなければならない。

(総括責任者)

第14条 指定管理事業者は、本件業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する総括責任者（本基本協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び本件業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）及び特定個人情報を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも、同様とする。

2 総括責任者は、本基本協定及び年度協定の履行に関し、本件業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第9条に定める供用日又は供用時間の変更、第33条第1項に定める利用料金の決定、第43条第3項に定める報告、第45条に定める事業報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、本基本協定及び年度協定に基づく指定管理事業者の一切の権限を行使することができる。

(作業場所)

第15条 指定管理事業者は、本件業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

(一括第三者委託の禁止)

第16条 指定管理事業者は、本件業務の全部を一括して、又は大阪市が指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理事業者は、本件業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。

3 大阪市は、指定管理事業者に対して、本件業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 大阪市は、指定管理事業者に対して、第2項に規定する書面に記載した事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。

- 5 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理事業者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 6 指定管理事業者は、第2項の規定により本件業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請け負いの相手方に大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理事業者は、第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合、大阪市の対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 指定管理事業者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を本件業務の一部の委任又は請け負いの相手方としてはならない。
- 9 指定管理事業者は、第2項の規定により本件業務の一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請け負いの相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を徴し、大阪市の提出しなければならない。ただし、大阪市の必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 10 指定管理事業者は、第2項の規定による委託又は請け負いの相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市の報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第17条 指定管理事業者は、本基本協定又は年度協定上の地位又は権利義務若しくは都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置・管理許可の権利を第三者に譲渡・転貸し、又は担保に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理事業者は、新施設等の所有権を、構成員以外の第三者に譲渡することはできない。
 - 3 指定管理事業者は、本件業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（第三者の使用）

- 第18条 指定管理事業者は、新施設等を第三者に賃貸する場合には、契約内容について大阪市の確認し、あらかじめ書面により大阪市の報告の上、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、書面により、速やかに大阪市の報告するものとする。
- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間は、指定期間内とする。

- (3) 賃借人に本基本協定及び年度協定の規定、公園施設設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
 - (4) 大阪市が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
 - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
 - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、指定管理事業者の責任において一切を処理する。
- 2 指定管理事業者は、賃借人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(秘密の保持)

第19条 指定管理事業者は、本基本協定及び年度協定の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定管理事業者は、本件業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理事業者は、自己の総括責任者及びその他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理事業者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第20条 指定管理事業者は、大阪市と協議の上、事故や災害等に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理事業者は、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 本件業務の実施中に事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合、指定管理事業者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 前項の場合、指定管理事業者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。
- 5 指定管理事業者は、災害発生時において、当該施設の利用者の安全確保のため、迅速かつ適切な対応を行うとともに、大阪市と連携し、当該施設の広域避難場所及び後方支援活動拠点等としての機能確保に努めなければならない。

(臨機の措置)

第21条 指定管理事業者は、本件業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理事業者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理事業者は、そのとった措置の内容を大阪市の直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市の、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、本件業務にかかる経費の範囲において指定管理事業者が負担することが適当でないとして大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

第22条 指定管理事業者は、対象文書等について、適正に管理し、別表第2に定める保存期間が満了するまでの間保存しなければならない。

- 2 指定管理事業者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨を踏まえ、当該施設の管理運営に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。
- 3 大阪市の、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理事業者にその写しを提出するように求めるものとする。
- 4 指定管理事業者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 指定管理事業者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理事業者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。
- 6 指定管理事業者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市の旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

第23条 指定管理事業者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護条例、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本基本協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理事業者は、自己の総括責任者及びその他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理事業者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守し

なければならない。

- 4 指定管理事業者は、本件業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理事業者は、本基本協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順並びに指定管理事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱に規定されている指定管理事業者が守るべき事項を順守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第24条 指定管理事業者は、本件業務の実施のために指定管理事業者の保有する磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理事業者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理事業者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理事業者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理事業者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、本件業務の一部を他に委託し、又は請け負わせる場合において、書面による大阪市の同意を得た場合はこの限りではない。
- 6 指定管理事業者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理事業者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理事業者は、記録媒体及び記録媒体等上の個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理事業者は、指定管理事業者の保有する個人情報に関し、個人情報保護条例の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、大阪市の指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理事業者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより本件業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。

- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理事業者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等が行ったときは、指定管理事業者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理事業者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理事業者の管理状況が適切であると認められるまで本件業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理事業者が個人情報保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、同条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。
- 16 大阪市は、指定管理事業者が前項の勧告に従わないときは、個人情報保護条例第16条第2項に定める事実を公表するための必要な措置をとることができる。
- 17 大阪市は、前2項に定めるもののほか、本件業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 18 本件業務に従事している者又は従事していた者が、個人情報保護条例の規定に違反した場合は、同条例第76条で準用する同条例第74条及び第75条の規定を適用する。

(教育の実施)

第25条 指定管理事業者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件業務における総括責任者及び業務従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を総括責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第26条 指定管理事業者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理事業者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第27条 指定管理事業者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、本件業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理事業者は、本件業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理事業者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者

から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。

- 4 指定管理事業者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市及び大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第28条 指定管理事業者は、本件業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

- 2 指定管理事業者は、本件業務に関して下請負又は受託をさせた者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理事業者は、前2項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第29条 指定管理事業者は、本件業務の従事者が人権について正しい認識を持ち本件業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

第30条 指定管理事業者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理事業者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理事業者は、本基本協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

(障がいのある人への合理的配慮の提供)

第31条 指定管理事業者は、本件業務が大阪市の事務又は事業を実施することから、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

い。

第3章 業務代行料及び利用料金

(業務代行料の支払い)

第32条 大阪市は、毎年度、当該年度の指定管理業務に係る業務代行料を指定管理事業者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理事業者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(利用料金等)

第33条 有料施設の使用に係る利用料金、附属施設の使用に係る利用料金及び行為の許可に係る利用料金（以下、総称して「利用料金」という。）は、公園条例及び公園規則、体育館条例及び大阪市立体育館条例施行規則（平成13年大阪市規則第80号。以下「体育館規則」という。）並びにプール条例及び大阪市立プール条例施行規則（平成13年大阪市規則第82号。以下「プール規則」という。）の定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理事業者が定める額とし、指定管理事業者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理事業者は、本件業務において実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理事業者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理事業者が定めるものとする。

(利用料金の減免及び還付)

第34条 指定管理事業者は、公園条例及び公園規則、体育館条例及び体育館規則並びにプール条例及びプール規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムによる利用料金等)

第35条 大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムにおいて、利用者がスポーツセンター、球技場、運動場及び庭球場の施設を予約・使用したことに伴う利用料金に関しては、大阪市が口座振替にて徴収し、原則として、当該月の利用料金を翌月末までに指定管理事業者の指定する金融機関口座に支払うものとする。

- 2 前項に定めるほか、指定管理事業者は、利用者からの申出により、指定管理事業者が鶴見緑地内に設置する管理事務所、スポーツセンター、球技場、運動場及び庭球場の窓口において、予約・受け付けし、利用料金を徴収することができる。ただし、指定管理事業者が利用料金を徴収できるのは、利用者が指定期間に施設を使用するものに限る。
- 3 第1項において、大阪市が指定管理事業者を支払う利用料金は、利用者が指定期間に施設を

使用したものに限り。

(他のプールとの共通利用)

第36条 現に通用している他の大阪市立プールで発行した当該利用者の水泳場に係る定期券(その定期券の1月あたりの金額が西屋内プール又は阿倍野屋内プールの定期券に係る利用料金以上のものに限り。)又は回数券(その回数券の1回あたりの金額が西屋内プール又は阿倍野屋内プールの回数券の1回あたりの利用料金の額以上のものに限り。)は、鶴見緑地屋内プールにおいても使用することができるものとする。

2 前項の共通利用による他のプールとの利用料金の精算は行わないものとする。

(会計独立の原則)

第37条 指定管理事業者は、本件業務に係る会計(記録、帳票等の作成を含む。)については、指定管理事業者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

(保証金)

第38条 指定管理事業者は、公園使用料その他本事業から生じるすべての債務の担保として、新施設等の撤去・処分相当額を、公園施設設置許可期間中、無利息で大阪市に保証金として預託しなければならない。

【保証金の算出方法】

指定管理事業者が所有する建築物の延べ床面積 × 単価^{※1} + 指定管理事業者が所有する屋外(建築物以外)公園施設の設置許可面積 × 500 円/m²

※1 建築物の延べ床面積に対する単価は次のとおりとする。

(1) 鉄骨造

1棟あたりの面積が1,000 m²未満の場合 20,000 円/m²

1棟あたりの面積が1,000 m²以上の場合 24,000 円/m²

(2) 軽量鉄骨(プレハブ)造

1棟あたりの面積が500 m²未満の場合 22,000 円/m²

1棟あたりの面積が500 m²以上の場合 21,000 円/m²

なお、本基本協定締結後、第43条第5項に合わせて、大阪市と指定管理事業者が協議の上、保証金の見直しを行うことができる。

2 前項の保証金の納入時期については、別途大阪市と協議のうえで定める。なお、「簡易な構造の建築物」に該当する場合は、別途大阪市と協議できるものとする。

3 大阪市は、公園施設設置許可の満了日又は解除に際し、指定管理事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、その残額を返還する。

4 保証金を前項の未払い等の債務に充当してもなお不足が生じた場合は、指定管理事業者は、大阪市の請求により直ちにその不足額を大阪市に支払わなければならない。

5 指定管理事業者は、本基本協定に基づき発生する大阪市に対する債務の弁済に、保証金を充

当することを大阪市に請求できない。

第4章 本件業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第39条 大阪市は、本件業務を実施するために必要となる施設、機器、備品等（以下「施設等」という。）を無償で指定管理事業者を利用させるものとし、指定管理事業者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

2 指定管理事業者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

3 指定管理事業者は、本件業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。

4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理事業者が協議の上、指定管理事業者が所有することができる。

5 指定管理事業者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第40条 本件業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理事業者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担する。

2 本件業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理事業者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担する。

(リスク負担)

第41条 本件業務の実施に当たってのリスク負担については、別表第3のとおりとする。ただし、別表第3に定めがない事項については、大阪市と指定管理事業者の協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第42条 指定管理事業者は、本件業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理事業者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市の報告しなければならない、

第5章 点検、監督指導及び事業報告

(点検、評価、報告及び監督指導等)

第43条 指定管理事業者は、利用者の意見、要望等を把握し、本件業務に反映させるため、利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理事業者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理事業者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市の報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理事業者に対して、前項の規定による報告のほか本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、監督、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 大阪市は、前2項の規定による報告、監督、検査又は実地調査及び第45条の事業報告書等を踏まえ、毎年度、外部有識者の意見を聴取し指定管理事業者の評価を行うこととする。

5 大阪市は前項の評価に加え、指定管理事業者による管理運営が適切に行われ、事業の目的が実現されているか等について、大阪市が設置する会議等において、5年毎に評価（当初の評価は、令和5年度までの結果をもって令和6年度中に実施し、以後5年毎に実施する。）を行うこととする。

6 前2項の規定による評価において、指定管理事業者が行う本件業務の履行状況が本基本協定又は年度協定に定める仕様を満たしていない等、管理運営が適切に行われていないと大阪市が判断した場合又は当該施設の利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠くと大阪市が判断した場合は、大阪市は指定管理事業者に対してその改善を指示することができる。

7 指定管理事業者は、第3項の規定による報告、監督、検査、実地調査の請求があったときはこれに協力し、又は前項の指示があったときはこれに従わなければならない。

8 指定管理事業者は、大阪市が地方自治法に基づく当該施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

9 大阪市は、必要と認めるときには、第3項から第5項に定める業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、指定管理事業者は、本件業務に関して、当該第三者に第2項及び第3項に定める報告を行い、当該第三者が行う第3項に定める監督、検査又は調査を受けなければならない。

10 大阪市と指定管理事業者は、本件業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(業務内容の変更、中止等)

第44条 大阪市は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一時中止を指定管理事業者に書面により指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料の額を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理事業者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第45条 指定管理事業者は、年度が終了するごとに（第47条第1項又は第48条第2項の規定により指定管理事業者の指定の取り消しを受けた場合にあつては、当該取り消しの日後）、公園規則第32条第2項、体育館規則第8条第2項及びプール規則第8条第2項の規定に基づき、2カ月以内に、大阪市に対して公園規則第32条第1項、体育館規則第8条第1項及びプール規則第8条第1項に基づく事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載し、指定管理事業者が記名押印をしなければならない。

- (1) 指定管理事業者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (4) 年度の区分
- (5) 本件業務の実施状況
- (6) 当該施設における利用者数・利用者満足度等の利用状況
- (7) 成果指標にかかる目標値に対する達成状況
- (8) 当該施設における収入実績及び管理運営に要した経費等の収支状況
- (9) その他大阪市が当該施設の管理状況を把握するために必要と認める事項

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理事業者に対して本件業務又は経理の状況に関して報告を求め、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 第43条第7項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(利益配分)

第46条 指定管理事業者は、各年度の収支において、当該年度における一切の収入額（以下「総収入額」という。）から当該年度における一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納付又は大阪市が指定管理事業者に支払う次年度以降の業務代行料に充当若しくは年度協定で定める方法により、大阪市の所管施設の改修費用に充当しなければならない。

総収入額…利用料金収入、事業収入、その他収入（許可施設管理業務において生じた利益及び魅力向上業務において生じた利益を含む）、業務代行料の合計額

総支出額…人件費、事務費、管理費、光熱水費、事業経費、その他経費の合計額

- 2 前項において、当該年度における第5条第2項に規定する自主事業の収入額が自主事業の支出額を下回る場合の総収入額は、自主事業収入額を減じて得られる額とし、総支出額は自主事業支出額を減じて得られる額とする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は本件業務の停止)

第47条 次の各号のいずれかに該当するときは、大阪市は、指定を取り消し、又は本件業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理事業者が第43条第3項又は同条第6項若しくは第45条第3項の指示に従わないとき
 - (2) 指定管理事業者が正当な事由なく本件業務に着手しないとき
 - (3) 指定管理事業者が指定又は本件業務の実施について不正な行為を行ったとき
 - (4) 指定管理事業者が本基本協定又は年度協定に違反したとき
 - (5) 指定管理事業者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
 - (6) 指定管理事業者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
 - (7) 指定管理事業者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
 - (8) 指定管理事業者に対する第43条第5項の5年毎の評価が著しく低く、管理を継続することが適当でないとき
 - (9) 前各号に定めるもののほか、大阪市が指定管理事業者による管理を継続することが適当でないとき
- 2 指定管理事業者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は本件業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

第48条 指定管理事業者は、指定期間内において指定管理事業者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理事業者の指定を取り消すことができる。
- 3 指定管理事業者は、前2項の規定により指定を取り消された場合は、年度協定において定める額を違約金として大阪市が指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(業務代行料の返還及び損害賠償)

第49条 指定管理事業者は、第47条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は本件業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

2 指定管理事業者は、第47条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は本件業務の停止命令によって大阪市の損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 大阪市の、第47条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや本件業務の全部若しくは一部の停止により指定管理事業者が生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消し等の公表)

第50条 大阪市の、第47条第1項各号又は第48条第2項の規定により指定を取り消し、又は本件業務の停止を命じた場合、指定管理事業者の商号又は名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理事業者が第47条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、本件業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第51条 第47条第1項各号及び第48条第2項に定める場合のほか、大阪市の事情変更により本件業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理事業者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市の、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市の指定管理事業者が協議の上、決定する。

(指定の取消しの特例)

第52条 大阪市の、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市の判断した場合、第47条から第49条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(本件業務の終了に伴う原状回復)

第53条 指定管理事業者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより本件業務が終了したときは、大阪市と指定管理事業者の協議の上、指定管理施設及び許可施設の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分並びに新施設を指定期間の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、大阪市と協議の上、現状に回復する必要のないとしたものについては、この限りではない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理事業者の負担とする。

(引継ぎ)

第54条 指定管理事業者は、本件業務の終了に際し、大阪市又は新たな管理運営事業者に対する引き継ぎの文書を作成の上、大阪市又は新たな管理運営事業者に提出し、引継ぎを誠実にしなければならない。

2 前項の引継ぎは、新たな管理運営事業者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理事業者が負担する。

第8章 補則

(目的外使用許可等)

第55条 大阪市は、指定管理事業者の申請に基づき、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、当該施設の利用の目的を妨げない限度において、施設の目的外使用許可、都市公園法又は公園条例に基づく許可をすることができる。

2 指定管理事業者は、前項の許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市の支払わなければならない。ただし、大阪市が認めるものについては、所定の使用料を免除するものとする。

(審査請求への対応)

第56条 公園条例第9条の2、体育館条例第5条及びプール条例第4条による使用許可、公園条例第9条の3、体育館条例第6条及びプール条例第5条による使用許可の制限、公園条例第9条の4、体育館条例第7条及びプール条例第6条による使用許可の取消し並びに公園条例第9条の5、体育館条例第8条及びプール条例第7条による入場又は入館の制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第57条 指定管理事業者は、定款、寄付行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市の届けなければならない。

(市会の議決等)

第58条 本基本協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の

指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理事業予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理事業予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理事業予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項の本協定締結においては、本基本協定書をもって本協定の基本協定書とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理事業予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理事業予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理事業予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理事業予定者又は指定管理事業者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に本件業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理事業予定者又は指定管理事業者が負担する。

(連合体に関する特約)

第59条 大阪市と指定管理事業者の関係及び指定管理事業者の代表者と構成員との関係については、連合に係る基本協定特約事項に定めるところによる。

(補則)

第60条 本基本協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理事業者の協議の上、決定する。

(その他特記事項)

第61条 大阪市では現在、市政改革プランを推進しているところであり、同プランの実行により、令和2年4月1日以降、各施設の廃止、統合又は用途の変更等を行うこととなった場合は、指定管理事業者の指定を取り消すことがある。この場合において、当該指定の取り消しによって生じた指定管理事業者の損害について、大阪市はその賠償の責めを負わない。

本基本協定の締結を証するため、本書を●通作成し、大阪市と指定管理事業者の双方が記名押印の上、大阪市並びに指定管理事業者の代表者及び構成員が各自1通保管する。

仮協定日：令和 年 月 日

本協定日：令和 年 月 日

大阪市 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20
 大阪市長 松井 一郎

指定管理事業者 商号または名称
 (代表者) 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

 (構成員) 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

※本基本協定書（案）については、事業者の提案内容によって、規定を見直すことがあります。

連合体に係る基本協定特約条項

大阪市と指定管理事業者は、連合体（本件業務を実施するために複数の法人で結成された団体をいう。）に係る基本協定の特約として、次の条項を定めるものとする。

（代表者の権限）

第1条 大阪市は、本件業務の監督、業務代行料の支払い並びにその他基本協定及び年度協定（以下「基本協定等」という。）に基づく行為については、すべて指定管理事業者の代表者である●●を相手方とする。

2 代表者は、大阪市に対して基本協定等に定める報告、請求及び協定等の内容の履行に必要な一切の事務処理を行うものとする。

3 前2項の場合において、代表者につき生じた事項又は代表者の行為は、指定管理事業者の構成員に対してその効力を有する。

4 第1項に定めるもののほか、大阪市から代表者へ通知した事項は、指定管理事業者の構成員に通知したものとみなす。

（指定の取消し等の特約）

第2条 本基本協定第47条に定めるもののほか、指定期間の途中において指定管理事業者の代表者又は構成員の脱退若しくは解散等により本件業務の継続が困難と認められるときは、大阪市は指定を取り消すことができる。

（代表者及び構成員の責任）

第3条 指定管理事業者の代表者及び構成員は、基本協定等に規定する業務の実施について連帯してその責を負うものとする。

別表第1（第4条第2項関係）

管理対象外施設等一覧

施設等名	管理者等	位置	備考
鶴見緑地公園事務所	大阪市建設局	鶴見緑地内	
自然体験観察園（一部）	大阪市環境局	同上	田・畑部分等
元環境学習センター別館	大阪市環境局	同上	ポール、倉庫等 関連施設を含む
UNEP 国際環境技術センター・地球環境センター	大阪市環境局	鶴見緑地外	
メタンガス抜き装置	大阪市環境局	鶴見緑地内	
地下鉄施設	OsakaMetro	同上	鶴見緑地駅、検車場、出入口、換気塔等
バス停留所標識	OsakaMetro	同上	
	京阪バス（株）	同上	
自転車駐車場	大阪市建設局	同上	
自動販売機	OsakaMetro	同上	
下水道施設	大阪市建設局	同上	広域避難場所仮設トイレ汚水受入施設を含む
	守口市下水道部	同上	守口市下水終末処理場
住居表示町名街区案内板、旧町名継承碑	大阪市鶴見区役所	同上	
避難場所案内図	大阪市市民局	同上	
大阪市立みどり小学校用地	大阪市教育委員会	同上	
配水管	大阪市水道局	同上	
世木公園釣り池用排水管等	守口市	同上	
防災行政無線屋外子局設備	大阪市危機管理室	同上	
フットサル施設 （FUT MESSE 鶴見緑地）	（株）MESSE コーポレーション	同上	公園施設設置許可制度により施設を設置 2034年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
健康増進施設 （湯元水春・B-fit スポーツ）	鶴見緑地スポーツ&健康増進事業体	同上	案内看板含む（ローリー前設置） 公園施設設置許可

クラブ)			制度により施設を設置 2034 年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
コンビニエンスストア	(株)ローソン	同上	公園施設設置許可制度により施設を設置 2034 年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
あそび創造広場	(社)こどものホスピスプロジェクト	同上	公園施設設置許可制度により施設を設置 2035 年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
ドッグラン施設 (パートナードッグタウン)	(社)パートナードッグタウン協会	同上	公園施設設置許可制度により施設を設置 2034 年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
鶴見ノ森 迎賓館	(株)クレ・ドゥ・レーブ	同上	公園施設管理許可制度により事業者が施設を管理運営 2021 年度に許可期間が終了した後は、管理対象区域に追加
タクシー乗り場	(財)大阪タクシーセンター	同上	
電柱・電線・電力管	関西電力(株)	同上	
電話柱・公衆電話	西日本電信電話(株)	同上	
光ケーブル	(株)ケイ・オプティコム	同上	
通路・水道管	(株)関目自動車学校	同上	
ガス管	大阪ガス(株)	同上	
地下河川・同管理棟	大阪府寝屋川水系改修工営所	同上	
交通信号機	守口警察署	同上	
防犯灯	みどり三丁目振興町会	同上	
旧リサイクルセンター	大阪市建設局	同上	
旧乗馬苑	大阪市建設局	同上	

博覧会記念碑	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	同上	
旧政府苑倉庫区画	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	同上	
事務所	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	陳列館内	駐車場含む
	(社)フラワーソサイエティ	咲くやこの花館内	
淀川左岸線延伸部工事 使用箇所		鶴見緑地内	

別表第2（第22条第1項関係）

対象文書等保存期間一覧

文書分類	保存期間
職員勤怠関係文書	1年
職員給与関係文書	5年
施設管理運営関係文書	5年
施設利用関係文書	5年
施設保全関係文書	5年
施設整備関係文書	5年（常用）
協定書・覚書関係文書	7年（常用）
財務関係文書	7年（常用）

常用としている文書については、指定期間中は常用期間として管理し、常用期間終了後、当該文書の保存期間に合わせて保存すること。

別表第3（第41条関係）

負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内 容	負 担 者	
			大阪市	指定管理事業者
共通	法令等の変更	指定管理事業者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※7	
	第三者賠償	施設の工事・維持補修・維持管理・運営において指定管理事業者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		施設の工事・維持補修・維持管理・運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	利用者対応	本件業務の許認可（行為許可を除く。）に対する対応	○	
		行為の許認可に対する対応		○
		本件業務に対する苦情要望等		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価変動	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※7	
		指定後のインフレ、デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務（魅力向上業務を除く。）の変更、中止、延期 ※1	協議事項 ※7	
		自然災害等による魅力向上業務の変更、中止、延期		○
	事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止・一時停止	○	
		指定管理事業者の責任による遅延・中止・一時停止		○
指定管理事業者の事業放棄・破綻			○	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※2		○
計画設計段階	測量・調査	測量・調査に関するもの		○
	計画・設計	計画・設計に関するもの		○
	諸手続き	必要となるすべての諸手続き		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
整備段階	整備工事・改修工事	本体工事、付帯工事		○
	関連工事	魅力向上業務に支障となる既存公園施設の撤去工事 ※3		○

		最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドライン等、法令及びガイドラインに基づき必要となる対策工事		○
		その他必要となる工事		○
	工事監理	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	大阪市が要求する水準に不適合（施工不良含む）によるもの		○
	工事費増大	公園施設設置・管理許可後の大阪市の指示に起因する工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
	工事遅延	大阪市の事由による工事遅延	○	
		指定管理事業者の事由による工事遅延		○
完成確認	完成確認に関するもの	○		
維持 管理 運営 段階	施設・事業の競合	競合施設・事業による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況 ※4		○
	管理・運営	管理・運営に関するもの		○
	維持管理・運営経費の膨張	大阪市の責任による管理運営経費の膨張	○	
		大阪市の要因以外による維持管理・運営経費の膨張		○
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合		協議事項 ※7
	施設等の損傷	施設等の損傷 ※5		協議事項 ※7
		管理上の瑕疵等事業者の責めによるもの		○
	債務不履行	大阪市の協定内容の不履行	○	
		指定管理事業者の業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故 ※6		協議事項 ※7	
	施設管理上の瑕疵による事故 ※6		○	
管理リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴うもの		○	
復旧 段階	原状回復	魅力向上事業で実施した整備・改修、イベント等実施後の原状回復		○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ①公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、当該施設等に関する業務の全部の停止を命じます。
- ②復旧可能な場合、その復旧に要する経費の負担割合及び復旧を行う者については、指定管理事業者と協議し決定します。

- ③災害発生時には、公園は広域避難場所や後方支援活動拠点等となるほか、公園内施設を避難場所として使用し、プールの水を消防利水として利用するなど、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。
- ④大阪市は、指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※2 新たな管理運営事業者への引継ぎにかかる対応

- ①新たな管理運営事業者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ②引き継ぎの実施にあたっては、現指定管理事業者及び新たな管理運営事業者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとします。

※3 いのちの塔については、鶴見緑地指定管理事業者募集要項（平成31年3月）、資料1「I 魅力向上事業に関する事項 3①iii」を参照してください

※4 天候等による収入減については、大阪市は指定管理事業者に補償を行いません。

※5 公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設等の損傷リスクへの対応

- ①公園・公園施設の管理・運営に伴う施設等の日常的な補修・修繕等は、指定管理事業者が行います。
- ②指定管理施設及び許可施設にかかる大規模改修・大規模補修については、大阪市が実施します。ただし、その原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理事業者が実施することになります。また、新施設の補修・修繕や大規模改修等（不可抗力等による場合を含む）については、指定管理事業者の負担により指定管理事業者が実施します。ただし、既存の施設を指定管理事業者が整備し大阪市へ寄附したものについては原則大阪市が実施します。
- ③指定管理施設及び許可施設において、1件あたり100万円以下の修繕・補修等の必要が発生した場合、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。
- ④指定管理施設及び許可施設において、見積価格が1件あたり100万円を超える修繕・補修等の必要が発生した場合、指定管理事業者は修繕箇所の状況・見積価格等について大阪市に報告し、大阪市が承認した修繕・補修等について、指定管理事業者の負担により指定管理事業者が実施します。ただし、修繕・補修等が完了後、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担します。
- ⑤指定管理施設及び許可施設において、見積価格が1件あたり300万円を超える修繕・補修等の必要が発生した場合、大阪市がその見積を妥当と認め、大阪市において実施する必要があると認めたときは、原則大阪市が実施します。またこれによりがたいときは協議の上、指定管理事業者が実施し、改修・補修完了後全額を大阪市が負担します。
- ⑥上記①ないし⑤に関わらず、修繕・補修等の原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものである場合は、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。
- ⑦上記①ないし⑥に関わらず、大阪市と指定管理事業者は、協議の上、大阪市及び指定管理事業者にやむを得ない事情があると双方認める場合は、上記①ないし⑥とは、異なる取扱を行うものとします。なお、この場合には、別途覚書を締結します。

- ⑦補修・修繕等にかかる大阪市負担金については、原則各年度末に精算します。
- ⑧指定管理施設・許可施設において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪市の
帰属します。
- ⑨施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理事業者において適宜補充、交換をして
ください。
- ⑩大阪市は指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※6 施設、機器の不備または施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、指定管理事業者はリスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。

※7 協議事項としたものについては、大阪市と指定管理事業者が当該事項について調整し、双方に合意のもとで決定するものとします。